

東京都地球温暖化対策ビジネス事業者登録・紹介制度実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成12年東京都条例第215号）第5条の3の規定に基づき、知事が温室効果ガスの排出の抑制のための知見及び技術の普及を図るための措置として、地球温暖化対策ビジネス事業者の登録及び紹介について必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、地球温暖化対策ビジネス事業者とは、都内で地球温暖化の対策に係る事業を営む工事事業者、機器製造業者、コンサルタント事業者等の法人のうち、知事が行う地球温暖化の対策の推進に協力し、地球温暖化の対策に係る知見及び技術を温室効果ガス排出事業者に提供する者をいう。

(登録)

第3条 知事は、地球温暖化対策ビジネス事業者の登録を受けようとする者（以下「登録申請者」という。）から申請（第7条第1項に規定する更新の申請を含む。）があった場合において、当該登録申請者が次に掲げる要件に適合すると認めるときは、地球温暖化対策ビジネス事業者として登録する。

- 一 地球温暖化対策技術者（地球温暖化対策に係る知見及び技術を有する者をいう。以下同じ。）及び地球温暖化対策監理技術者（地球温暖化対策に係る知見及び技術を有するとともに、地球温暖化対策技術者を監督する者をいう。以下同じ。）（以下これらを「地球温暖化対策技術者等」という。）を次項の規定により選任していること。
 - 二 東京都契約事務規則（昭和39年東京都規則第125号）第4条（第27条第1項の規定により準用する場合を含む。）により一般競争入札又は指名競争入札に参加する資格を有する者であると認められていること（東京都競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成6年9月30日付6財経総第756号。以下「指名停止要綱」という。）第2第1項に基づき、指名停止措置を受けている場合を除く。）。
 - 三 第9条第1項各号の規定により登録を取り消された日又は第8条第1号から第3号までの規定により登録を抹消された者が第9条第1項各号の規定に該当することが判明した日から2年を経過していること。
- 2 地球温暖化対策技術者等は、次に掲げる要件を満たす者の中から選任するものとする。
- 一 登録申請者に雇用されている者
 - 二 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則（平成13年規則第34号）第4条の24第2項第2号及び同条第3項第3号に規定する講習会を修了した者
 - 三 別表に掲げる資格のいずれかを有する者
 - 四 省エネルギー診断業務（環境物品等の調達の推進に関する基本方針（平成13年環境省告示第11号）18-1に掲げる判断の基準を満たす省エネルギー診断の業務をいう。）又はこれに類する業務の経験が、3年以上ある者

3 第1項の申請は、別記第1号様式による地球温暖化対策ビジネス事業者登録申請書に別記第2号様式による地球温暖化対策ビジネス事業者概要説明書を添えて行わなければならない。

4 知事は、第1項の規定による登録（以下「登録」という。）に当たっては、地球温暖化対策ビジネス事業者の名称、主たる事務所の所在地、登録番号、地球温暖化対策技術者等の氏名等を登録簿に登録する。

（登録の通知等）

第4条 知事は、登録をしたときは、当該登録を受けた地球温暖化対策ビジネス事業者（以下「登録事業者」という。）に対して、別記第3号様式による東京都地球温暖化対策ビジネス事業者登録通知書により、その旨を通知する。

2 知事は、登録申請者の登録を認めないときは、別記第4号様式による地球温暖化対策ビジネス事業者登録拒否通知書により、その旨を当該登録申請者に通知する。

（登録の有効期間）

第5条 登録の有効期間は、登録の日から登録の日の属する年度の末日までとする。

（登録内容の変更）

第6条 登録事業者は、登録の内容に変更が生じた場合は、速やかに別記第5号様式による地球温暖化対策ビジネス事業者登録事項変更届に別記第2号様式による地球温暖化対策ビジネス事業者概要説明書を添えて、知事に提出しなければならない。

（登録の更新）

第7条 登録事業者は、登録の更新をしようとするときは、別記第6号様式による地球温暖化対策ビジネス事業者登録更新申請書に別記第2号様式による地球温暖化対策ビジネス事業者概要説明書を添えて、知事に提出しなければならない。

2 前項の提出は、第5条に規定する登録の有効期間が終了する日の3月前までに行うこととする。

（登録の抹消）

第8条 知事は、登録事業者が次のいずれかに該当するときは、当該登録事業者の登録を抹消する。

- 一 別記第7号様式による登録の抹消の申請をしたとき。
- 二 解散し、又は破産手続開始が決定したとき。
- 三 第5条に規定する登録の有効期間が終了したとき。
- 四 次条第1項の規定により登録を取り消されたとき。

（登録の取消し）

第9条 知事は、登録事業者が次のいずれかに該当するときは、当該登録事業者の登録を取り消すことができる。

- 一 第3条第1項第2号に掲げる要件を満たさなくなったとき。
 - 二 指名停止要綱第2第1項に基づく指名停止措置を受けたとき。
 - 三 不正の手段により登録を受けたことが判明したとき。
 - 四 第6条に違反し、速やかに変更の届出をしなかったとき。
 - 五 次条に違反し、適正に業務を行わなかったとき。
 - 六 法令、条例等の規定又はこれらの規定に基づく処分に違反したとき。
 - 七 公益を害する行為をしたとき。
- 2 知事は、前項第5号から第7号までの規定により登録事業者の登録を取り消そうとするときは、あらかじめ専門的知識を有する者の意見を聴くものとする。
 - 3 知事は、第1項の規定により登録事業者の登録を取り消したときは、別記第8号様式による地球温暖化対策ビジネス事業者登録取消通知書により、その旨を当該登録事業者に通知する。

(登録事業者の役割等)

- 第10条 登録事業者は、都内の温室効果ガス排出事業者の地球温暖化対策を推進するため、当該温室効果ガス排出事業者に対する地球温暖化対策に係る適正な技術的提案及び支援並びに都民及び都内の事業者に対する地球温暖化対策に係る普及啓発を行うものとする。
- 2 登録事業者は、前項の技術的提案、技術的支援及び普及啓発をその従業員に行わせるときは、社員証等の身分を証する書面を携帯させ、関係人に提示させなければならない。

(公表・紹介)

- 第11条 知事は、登録を行ったときは、登録事業者の名称、地球温暖化対策に係る事業の推進体制、地球温暖化対策に係る事業の業務実績等を公表し、都内の温室効果ガス排出事業者に紹介する。

附 則

この要綱は、平成19年6月4日から施行する。

なお、第5項及び第7項にかかる登録の有効期間及び更新手続きの整理を行うため、平成19年4月1日現在有する別記第3号様式の登録の有効期限が、平成19年4月1日から平成20年5月31日に属する場合は、全て有効期限を平成20年3月31日までとみなす。

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

なお、第3条第2項第2号の規定に関わらず、改正前の要綱に基づいて平成22年3月31日までに更新手続きがとられたものについては、平成23年3月31日まで有効とする。

別表 地球温暖化対策技術者等に必要な資格

一級建築士
技術士（建設、電気電子、機械、衛生工学、環境又は総合技術監理（建設、電気電子、機械、衛生工学又は環境））
エネルギー管理士
建築設備士
1級建築施工管理技士、1級電気工事施工管理技士又は1級管工事施工管理技士

別記

第1号様式（第3条関係）

年 月 日

東京都知事 殿

住 所
名 称
代表者の氏名

□

地球温暖化対策ビジネス事業者登録申請書

東京都地球温暖化対策ビジネス事業者登録・紹介制度実施要綱第3条第3項の規定により、次のとおり、地球温暖化対策ビジネス事業者の登録を申請します。

事業者の名称	
主たる事務所の所在地	
事業者の概要	別添のとおり
連絡先	(電話番号)
※受付欄	

(日本工業規格A列4番)

備考 ※印の欄には、記入しないこと。

第 年 月 日 号

殿

東京都知事



地球温暖化対策ビジネス事業者登録通知書

年 月 日付けで申請のあった地球温暖化対策ビジネス事業者の登録更新については、東京都地球温暖化対策ビジネス事業者登録・紹介制度実施要綱第3条の規定により地球温暖化対策ビジネス事業者として登録したので、同要綱第4条第1項の規定に基づき通知します。

なお、同要綱第9条第1項各号の要件に該当したときは、この登録を取り消すことがあります。

事業者の名称	
主たる事務所の所在地	
登録番号	
登録日	年 月 日
登録の有効期限	年 月 日
地球温暖化対策監理技術者	
地球温暖化対策技術者	
備考	

第 年 月 日 号

殿

東京都知事



地球温暖化対策ビジネス事業者登録拒否通知書

年 月 日付で申請のあった地球温暖化対策ビジネス事業者の登録の申請については、登録の要件に適合しない事項があり登録できないので、東京都地球温暖化対策ビジネス事業者登録・紹介制度実施要綱第4条第2項の規定により、通知します。

事業者の名称	
主たる事務所の所在地	
登録拒否の理由	
備考	

年 月 日

東京都知事 殿

住 所
名 称
代表者の氏名

□

地球温暖化対策ビジネス事業者登録事項変更届

地球温暖化対策ビジネス事業者の登録内容を変更しましたので、東京都地球温暖化対策ビジネス事業者登録・紹介制度実施要綱第6条の規定により、次のとおり届け出ます。

事業者の名称			
主たる事務所の所在地			
登録番号	登録日	年 月 日	
変更後の事業者の概要	別添のとおり		
連絡先	(電話番号)		
※受付欄			

(日本工業規格A列4番)

備考 ※印の欄には、記入しないこと。

年 月 日

東京都知事 殿

住 所
名 称
代表者の氏名

□

地球温暖化対策ビジネス事業者登録更新申請書

東京都地球温暖化対策ビジネス事業者登録・紹介制度実施要綱第7条第1項の規定により、次のとおり、地球温暖化対策ビジネス事業者の登録の更新を申請します。

事業者の名称			
主たる事務所の所在地			
登録番号		登録日	年 月 日
事業者の概要	別添のとおり		
連絡先	(電話番号)		
※受付欄			

(日本工業規格A列4番)

備考 ※印の欄には、記入しないこと。

年 月 日

東京都知事 殿

住 所
名 称
代表者の氏名

□

地球温暖化対策ビジネス事業者登録抹消申請書

年 月 日付けで通知のあった地球温暖化対策ビジネス事業者の登録については、次のとおり抹消を申請します。

事業者の名称			
主たる事務所の所在地			
登録番号	登録日	年 月 日	
登録抹消理由			
連絡先	(電話番号)		
※受付欄			

(日本工業規格A列4番)

備考 ※印の欄には、記入しないこと。

第 年 月 日 号

殿

東京都知事



地球温暖化対策ビジネス事業者登録取消通知書

年 月 日付 第 号による地球温暖化対策ビジネス事業者の登録については、東京都地球温暖化対策ビジネス事業者登録・紹介制度実施要綱第9条第1項の規定により取り消したので、同条第3項の規定により通知します。

事業者の名称			
主たる事務所の所在地			
登録番号	登録日	年 月 日	
取消しの理由			
備考			